

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

私が20歳になった昭和43年*月に親が私の国民年金に加入し、手続きを行い、保険料を納付してくれていた。その後、48年5月に結婚し、A市に住むようになってからは、義母が私と夫の国民年金保険料を納付してくれていた。

平成20年に国民年金の繰り上げ請求をしようと社会保険事務所に相談した際に加入記録を見て未納期間が9か月あることが分かった。当時のことは義母が病気で話ができないので確認することができないが、義母が私達夫婦の保険料を間違い無く納めていたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い上、昭和54年12月分から61年3月分までについては付加保険料を納付していたことから、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を義母がA市で納付書により納付してくれていたとしているところ、同市では、昭和46年以降の保険料を納付書でも納付できたとしている上、申立人は義母と定期的に面会していたことから、申立人の義母が納付書で申立人の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

さらに、申立期間については9か月と短期間であるとともに、申立期間の前後はA市で保険料が納付されていることが確認できる上、申立人は申立期間当時の生活環境に変化が無かったとしているところ、社会保険庁のマイクロ台帳により申立人の住所地に変化が無いことが確認でき、国民年金保険料の納付が困難となる事情はうかがえないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から48年1月まで
② 昭和48年4月から同年7月まで

私は、昭和42年3月*日に結婚し、同年*月*日に20歳になったので、夫が町役場で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していた。

ねんきん特別便が送られてきて、20歳から26歳までの期間が未納となっていることを知って驚いた。納付の証拠となる書類は持っていないが、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間の前後は保険料が納付済みである上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の元夫も納付済みであり、当該期間の4か月のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。また、申立人には、当該期間の保険料をさかのぼって一括で納付したとする記憶は無い上、42年11月ごろに申立人の元夫が加入手続を行い、上記と別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の元夫も当該期間は未納となっている。

加えて、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人自身は直接関与していないため、当該期間に係る加入状況及び納付状況が不明である上、申立人及びその元夫が、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から63年3月まで
② 平成6年4月から8年3月まで

私は、昭和56年7月に会社を退職し、自営の事務所を始めた際、市役所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。後日、年金手帳が送られてきた。保険料は、納付書により、郵便局で納付していた。

ねんきん特別便が届き、未納や免除の記録に気付いた。私は、免除の申請などしたことも無く、保険料は継続的に納付していたので、そんなに長い期間を未納にすることなど考え難い。ちょうど社会保険庁のコンピューター化の時期と重なっており、不正が行われていたとしか思えない。正当な記録訂正を要求する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和56年7月に会社を退職し、自営業を始めた際、市役所で、国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年10月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、56年7月ごろに申立人が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市の年金免除記録によると、昭和62年7月から63年3月までの期間が申請免除されている旨の記録が確認でき、社会保険庁の記録内容と一致している上、当該年金免除記録の記録内容に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、保険料の納付が確認できる昭和 63 年度以降、申立期間②を除き、未納期間は無く、未納期間が生じないように保険料を納付する意思があったものと推認できるところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間②の翌年度である平成 8 年 7 月に過年度納付書が作成されていることが確認できる上、申立人は、平成 4 年 3 月分並びに 5 年 2 月及び同年 3 月分の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間②についても過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 4 月から 8 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年3月まで

勤務先の会社が厚生年金保険の適用事業所ではなく、国民年金に加入する必要があったため、市役所で加入手続を行った。

その後、昭和53年の夏ごろ、市役所の窓口の女性職員が、今なら未納となっている期間の国民年金保険料をまとめて納付できると勧めたため、未納となっていた申立期間が埋まるように保険料を納付した。申立期間の10年間の保険料額について、窓口の女性職員は、昭和36年4月からの10年間をその当時の保険料で納付した場合の保険料額と実際の申立期間の保険料額の両方で計算し、より安い前者の保険料額で納付できるように手配してくれた。特に家にお金を取りに帰った覚えも無く、常時所持していた5万円程度の現金から、3万円から4万円程度の金額を納付した。その際、「36年4月からだと、私は20歳未満になるがそれでも良いのか。」と女性職員に確認したが、それでも大丈夫だと言われた。その際の20歳前とするやりとりをはっきりと記憶している。

その後、58歳か59歳のとき、社会保険庁からの通知により、申立期間が未納とされていることを初めて知った。そのため、市役所や社会保険事務所で訂正を求めたが、申立期間の記録は処分し確認できないとの返答しかなかった。申立期間の保険料については間違い無く納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年の夏ごろ、市役所の窓口職員から未納となっていた申立期間の保険料をまとめて納付するよう勧められ、その保険料については、国

民年金制度において保険料納付が開始された昭和36年4月からの10年間をその当時の保険料で納付した場合の保険料額で納付できる旨手配され、これを納付したとし、その際、「36年4月からだと、私は20歳未満になるがそれでも良いのか。」と女性職員に確認したところ、それでも大丈夫だと言われたとする当時の会話内容を明確に記憶している。

また、申立人が認められたとする保険料の計算方法については、制度上の計算方法とは異なるものであるが、市が保管する申立人の被保険者名簿、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は21年*月生まれであるにもかかわらず、申立人の資格取得日は「昭和36年4月1日」と記載され（被保険者名簿及び国民年金被保険者原票については後日訂正されている。）、不適切な事務処理が行われていたことが確認できる上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人と同時に加入手続が行われたとみられる申立人の妻については、被保険者名簿等において上記と同様の記載は認められず、申立人に係る上記の記載内容は、非正規な保険料額の取扱いを受けたとする申立人に固有の記載内容であることが確認できる。

さらに、申立人の資格取得日とされた「昭和36年4月1日」は、申立人が申立人の保険料を計算する上で起点とされたと主張する日と一致しており、加えて、申立人は、当該保険料額の取扱いを巡っての窓口職員との会話について具体的に証言しており、申立人の主張には信憑性^{びよう}がうかがえる。

加えて、申立人が納付したとする保険料額は、3万円から4万円程度の金額であるとしているところ、申立人が受けたとする非正規な保険料額の取扱いにより、昭和36年4月から46年3月までの10年間を当時の定額保険料で納付した場合の保険料額（2万250円）と、オンライン記録で保険料の納付の開始が確認できる52年4月から申立人の加入手続が行われたものと推認される同年11月までの期間を現年度納付した場合の保険料額（1万7,600円）の合計額は3万7,850円となり、申立内容とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年2月1日から21年6月1日までの期間（昭和19年10月1日以前は労働者年金保険）について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を21年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、18年2月から21年3月までは50円、同年4月及び同年5月は60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年2月1日から22年9月1日まで

私は、昭和17年12月1日から23年3月11日までの間、A社で働いていたが、厚生年金保険の記録は、18年2月1日から22年9月1日までの間が加入漏れとなっている。終戦前後の2か月間は兵役にとられた期間もあったが、ずっとA社で働いていたので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年12月1日から23年3月11日までの間、途中戦争に行った期間はあるもののA社に継続して勤務していたとしており、申立人が記憶する元同僚3人及び申立人の兄は、申立期間について、応召により戦争に行っていた期間はあったが、申立人が継続して同社で勤務していたと証言している。また、県発行の申立人に係る軍歴証明によると、20年7月4日付け応召、同年9月15日付け帰休除隊と記載されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、申立期間のうち軍歴期間を除いて、同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、同社が労働者年金保険の適用事業所となった昭和17年12月1日に被保険者資格を取得していることは確認できるものの、同名簿の資格喪失日欄は空欄で資格喪失日は記載されておらず、備考欄に「20. 7. 4」の記載が確認できる。さらに、当該名簿の申立人の氏名が記載されている前後の頁の被保険者について確認したところ、53人中、資格喪失日の記載が無い被保険者が申立人のほかに14人確認でき、そのうち13人の備考欄には申立人と同様に19年4月25日から20年7月4日までの期間中の日付がそれぞれ

れ記載されていることが確認できる。加えて、上記の被保険者名簿の申立人の備考欄に記載されている「20. 7. 4」については、申立人に係る軍歴証明に記載されている応召日の「昭和 20 年 7 月 4 日」以外に符合する日付は見当たらないことから、備考欄に記載されている日付は、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 に係る届出の記録と考えられる。

したがって、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、A社に係る被保険者資格の喪失日はオンライン記録と同様に昭和 18 年 2 月 1 日と記載されているものの、上記のとおり、被保険者名簿には資格喪失日の記載が無く、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 に該当する応召日が記載されていることから考えると、当該被保険者台帳に記載された資格喪失日の記録に信ぴょう性があるとは言い難い。

また、申立人が復員後も A 社で勤務していたと証言している元同僚 3 人のうち、申立人と同様に、上記の被保険者名簿に当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 の届出の記録が確認できる元同僚二人については、それぞれ復員後も引き続き同社に勤務し、同社の全喪日（昭和 21 年 6 月 1 日）ごろまでの被保険者記録が確認できることから、申立人についても、復員後も引き続き同社に勤務し、同社の全喪日まで被保険者であったと考えるのが自然である。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 18 年 2 月 1 日から 21 年 6 月 1 日までの期間については、申立人は労働者年金保険（19 年 10 月 1 日から厚生年金保険）の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、当該期間において標準報酬月額の変更記録が確認できないことから、社会保険事務所の昭和 18 年 1 月の記録から、18 年 2 月から 21 年 3 月までを 50 円、同年 4 月及び同年 5 月を 60 円（21 年 4 月に標準報酬等級表が改訂。）とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A 社は、昭和 21 年 6 月 1 日付けで全喪し、22 年 9 月 1 日に再度適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間のうち、21 年 6 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、申立人の記憶する同僚もすべて、当該期間においては厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 21 年 6 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年8月から8年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月から9年4月までの期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から9年5月1日まで

平成5年9月から9年8月までA社で勤務したが、その間の6年8月から9年4月までの給与から高い保険料が控除されていたにもかかわらず、標準報酬月額が大幅に下げられているのは納得できません。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年8月から8年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によると、当初、当該期間に係る標準報酬月額は47万円とされていた。

しかしながら、社会保険庁の記録では、平成8年2月28日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「当時は経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額をさかのぼって下

方修正することを助言され、そのとおりに行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年8月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で11万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成8年10月から9年4月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立てに係る事業所において、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた元同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間について、社会保険庁の記録は、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（遡及訂正前に記録されていた8年9月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成8年10月から9年4月までの期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、当該期間前後の社会保険庁のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げた保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和16年2月28日から同年3月1日までの期間については、申立人のA社B丸における資格喪失日は、16年3月1日であると認められることから、船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年2月28日から同年3月21日まで
② 昭和18年6月19日から同年9月21日まで

私の夫は、昭和10年代にA社(現在は、C社)に奉職し、定年退職となるまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る船員保険の被保険者期間が繋がっておらず納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社が保管する乗下船氏名索引簿(乗船履歴)を見ると、申立人は昭和16年2月3日にA社のB丸に乗船し、同月28日に下船していることが確認できる。

また、社会保険業務センターが保管する船員保険被保険者台帳を見ると、申立人は昭和16年2月3日に被保険者資格を取得し、同月29日に被保険者資格を喪失したと記載されていることが確認できることから、事業主は社会保険庁に対して、下船日の翌日を資格喪失日として届け出ていることが推認される。

しかし、昭和16年は^{うるう}閏年ではないために同年2月29日は存在しないことから、資格喪失日は同年3月1日になるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録によると、資格喪失日は同年2月28日と記録されている。

このことについて、社会保険事務局に照会したところ、「船員保険被保険者台帳の資格喪失日に存在しえない日付を記載し、オンライン記録ではその前日で記録している理由については不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められず、申立人のA社B丸における資格喪失日は、昭和16年3月1日であると認められる。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は、A社B丸において昭和16年2月3日に被保険者資格を取得し、同月28日に資格を喪失しており、同月内に資格の得喪が行われていることから、16年2月分については、既に厚生年金（遺族年金）の算定に反映されているところである。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和16年3月1日から同月21日までの期間については、C社が保管する乗下船氏名索引簿において、申立人に係る乗船記録は確認できない上、20年4月1日に予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が開始されるまでは、船員保険法（15年3月1日施行）第19条において、「船舶ニ乗組マザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」と定められていたことから、乗船していない当該期間については、申立人は船員保険の被保険者資格を取得することができなかったものと推認できる。
- 3 申立期間②については、労働組合の資料によると、A社D丸は昭和18年6月*日に全没したことが確認でき、社会保険庁の戦時加算該当船舶名簿においても、D丸に係る加算区域航行期間は16年12月8日から18年6月19日までとなっていることが確認できる上、申立期間②は、上記のとおり予備船員を船員保険の被保険者とする制度が開始される前の期間であることから、乗船していない当該期間については、申立人は船員保険の被保険者資格を取得することができなかったものと推認できる。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和16年3月1日から同月21日までの期間及び18年6月19日から同年9月21日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 8 日から 45 年 11 月 1 日まで

私は、平成 20 年 9 月ごろに社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、A社の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金が支給されていることが分かったが、同社を昭和 45 年 3 月に退職した翌月に結婚をしてB市に住んでおり、脱退手当金を支給したとする 46 年 6 月 4 日は、社会保険事務所には行っていない上、脱退手当金を受け取った記憶も無いので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、昭和 42 年 4 月 8 日から 45 年 11 月 1 日までA社において、また、45 年 5 月 16 日から同年 8 月 31 日までC社において、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により、一部期間が重複して厚生年金保険に加入していることとなっている上、46 年 6 月 4 日に支給済みとなっている脱退手当金は、A社における被保険者期間(42 年 4 月 8 日から 45 年 11 月 1 日まで)のみを算定の基礎としているなど、社会保険庁における誤った事務処理が確認できる。

また、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者原票及びC社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、それぞれ脱退手当金を支給したとする「脱」の表示があるが、上記のオンライン記録と相違がみられる上、申立期間の被保険者原票には被保険者資格喪失日等の訂正記録があるが、オンライン記録とは相違しており、その原因は不明であることから、申立期間の脱退手当金の請求が適正に行われていたとは考え難い。

さらに、申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者原票により脱退手当金の受給要件を満たす者 5 人の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のほかには一人しかいないことを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成15年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、14年9月及び同年10月を18万円、同年11月から15年3月までを16万円、同年4月を12万6,000円、同年5月を17万円、同年6月から同年8月までを16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月25日から15年9月1日まで

私は、A社で勤務していた。申立期間のうち、平成14年9月、同年10月、及び15年3月から同年5月までの期間の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社を退職した後に受け取った失業給付の受給資格者のしおりを見ても申立期間に勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人はA社において平成14年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同月25日に同資格を喪失していることが確認でき、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」並びに雇用保険の記録及び申立人から提出された給料支払明細書から、申立人が平成14年8月21日から15年8月31日まで同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細

書及び社会保険事務所の記録から、平成14年9月及び同年10月を18万円、同年11月から15年3月までを16万円、同年4月を12万6,000円、同年5月を17万円、同年6月から同年8月までを16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主が申立人の資格喪失日を「平成14年8月25日」として社会保険事務所に誤って届け出たと認められることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成14年9月から15年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月15日から同年12月1日まで
② 昭和37年12月29日から38年1月1日まで
③ 昭和38年1月1日から同年1月4日まで

私は、昭和34年4月にB社C支店に入社して以降、A社(現在は、D社)、E社と勤務し、1日も勤務期間を空けたことが無いにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D社が保管する申立人に係る入社時の誓約書を見ると、昭和34年11月1日と記載されていることが確認でき、同社によると、「誓約書の日付については、入社日によるものと思われる。」としていることから、申立人が同年11月1日にA社に入社したことが確認できる。

また、D社によると、申立期間①当時に試用期間があったかどうかについては不明であるとしているものの、申立期間①当時にA社における被保険者資格を有する複数の元従業員によると、「試用期間の有無については不明であるが、勤務を開始したと記憶する時期と社会保険庁の記録は一致している。」と証言していることから、同社では、採用と同時に厚生年金保険に加入させ、保険料を控除していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和34年11月1日から同年12月1日までの期間については、A社に勤務し、当該期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の昭和34年12月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和34年9月15日から同年11月1日までの期間については、B社によると、申立期間①当時の人事記録等の資料は残っていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立人が記憶する元同僚によると、「申立期間①当時は、B社には多くの社員が所属していたので、申立人の名前に記憶は無い。」としている上、当該期間において同社における被保険者資格を有する元従業員二人によると、いずれも「申立人の記憶は無い。」としており、申立人が当該期間において同社に勤務していたことについて具体的な証言を得ることができない。

- 2 申立期間②については、申立人は昭和37年12月31日までの間、A社に継続して勤務していたとしているが、D社が保管する前述の誓約書を見ると、「37/12/28 退社」と記載されていることが確認できる。

また、D社によると、「申立期間当時の退職日に係る取扱いが確認できる資料が残っていないため不明であるが、現在においても退職日に関する規程は無く、業務に支障が無いことを条件に退職者の申出により退職日が決められており、以前からこの取扱いが続けられていたのではないか。」としている。

さらに、昭和37年12月28日は同年の最終営業日に当たることから、当該事業所は、上記誓約書に記載された退職日の翌日を資格喪失日として社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和34年9月15日から同年11月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 34 年 9 月 15 日から同年 11 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

4 申立期間③については、申立人は、昭和 38 年 1 月 1 日から 43 年 2 月 1 日までの間、E 社に継続して勤務していたとしているが、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書を見ると、申立人は 38 年 1 月 4 日に資格を取得しており、同社によると、「当時の入社手続については、休日を除き営業日をもって資格取得日としていた。」としている。

また、E 社が保管する申立人に係る労働者名簿を見ると、雇入年月日は、昭和 38 年 1 月 4 日となっていることが確認できる。

さらに、公共職業安定所が保管する E 社に係る雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 38 年 1 月 4 日となっていることが確認でき、社会保険庁の記録と一致する。

これらのことから、E 社は申立人の被保険者資格取得日を昭和 38 年 1 月 4 日として社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成18年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 18 年 4 月 1 日にA社に入社し、同年 5 月 31 日に退職するまで同社で継続して勤務していたが、ねんきん特別便を見ると、退職した同年 5 月の厚生年金保険被保険者記録が欠落していたので、事業主に確認したところ、資格喪失届を誤って行ったことが分かった。給与支払明細書のとおり、厚生年金保険料を控除されていたため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 18 年分賃金台帳及び退職願並びに申立人の保管していた給与支払明細書から、申立人が申立期間に同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成 18 年 4 月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失日を平成 18 年 5 月 31 日として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年5月1日まで
昭和45年4月から平成12年11月までの期間、C社で勤務していたが、企業年金基金と厚生年金保険の加入月数が1か月相違している。勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、C社及びその関連会社であるD社E支店、A社B支店等に継続して勤務し（昭和46年4月1日にD社E支店からA社B支店に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が被保険者資格の取得日を昭和46年5月1日として社会保険事務所に誤って届け出たと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は昭和45年3月1日、B社C支店における資格喪失日は同年8月10日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、それぞれ3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和45年5月31日から同年8月10日まで

私は、昭和42年5月1日にA社に入社し、48年4月に退職するまで継続して勤務しており、この間は厚生年金保険にも加入していたはずであるのに、2回にわたって加入記録が抜け落ちている。

入社後も母親が継続して納付していた国民年金保険料については、後に申立期間①及び②を含めて還付されているので、申立期間①及び②に係る厚生年金の加入記録が欠落していることに納得できない。

なお、社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②の間は、A社のグループ会社であるB社C支店に在籍していたことになっているが、両社の経営者は同一人物であり、実態としては、私がA社で勤務していたことに変わりはない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人と同様に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を2回以上取得している者は8人存在し、うち7人にグループ会社であるB社C支店の加入記録があることが確認できることから、A社のグループ会社内部での人事異動が頻繁に行われていたことがうかがえる。また、社会保険庁の記録により、A社及びB社C支店において、申立人と同様に人事異動を繰り返し、両事業所での厚生年金保険記録が確認できるほぼすべての者の

厚生年金保険記録は継続していることが確認できる。これらのことから、申立人についても、申立期間①及び②を含めてA社及びそのグループ会社に継続して勤務し、給与支給及び保険料控除についても特に変更は無かったものと推認できる。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳により、申立人がA社で初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和42年5月分から47年6月分まで（申立期間①及び②を含む62か月分）の国民年金保険料（1万9,300円）の還付を受けていることが確認でき、このような場合に保険料を還付する理由については、通常は、申立人が申立期間①及び②を含んだ厚生年金保険の被保険者期間中に国民年金へ重複加入していたためと考えるのが自然である。当該還付の時期や経緯については、管轄の社会保険事務局、社会保険事務所及び市役所には当時の関連資料（還付整理簿等）が無く、申立人に係る国民年金被保険者台帳においても記載が無い上、申立人に係る国民年金の各種手続や保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、その詳細を確認し難い状況にあるが、重複加入以外に国民年金保険料を還付する合理的理由は見当たらない。このため、当該還付手続において、管轄の社会保険事務所及び市役所においては、当然に申立人が申立期間①及び②を含めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は昭和45年3月1日、B社C支店における資格喪失日は同年8月10日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該期間前後の標準報酬月額が同額であることから、また、申立期間②の標準報酬月額については、B社C支店での在籍期間であると推認でき、昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、それぞれ3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日及び同社B支店における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和26年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和26年9月20日に組合専従から復職し、A社B支店に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。正社員として毎月厚生年金保険料を控除されていたため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録（従業員カード）から、申立人が申立期間の前後を通じ、同社で継続して勤務し（昭和26年9月20日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和26年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月20日から同年4月2日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落しているが、この時期にA社C支店から同社B支店へ異動した。在職証明書のとおり、社員として昭和30年4月1日の入社から平成元年7月31日の退社まで継続して勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和30年4月1日から平成元年7月31日まで同社において継続して勤務し（昭和40年3月20日に同社C支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から59年5月まで

昭和40年ごろ、元妻の勧めにより、二人でA市役所にて国民年金加入手続を行った。その後、元妻とは2度離婚しているが、その後も私が保険料を納付したことは無く、元妻が自分の分と二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。元妻あてに届いた「ねんきん特別便」を見ると、60歳になるまで保険料を納付していることになっているのに、私の分だけ55年7月から60歳になるまで期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金保険料を元妻に納付してもらっていたとしているが、B市によると、町単位で国民年金保険料の収納を行っていたとしており、申立期間中の申立人と元妻は、既に離婚し、住民票上、同居している事跡も見当たらないことから、元妻が、自身の保険料納付に併せて、住所の異なる申立人の保険料を納付することは困難であったことが推認できる上、元妻の証言によれば、申立期間当時、申立人の住所変更手続を行った記憶や、申立人の国民年金保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、手書きで「無年金者」、「不在」の記載が確認できる上、C町（現在は、B市）が保管する国民年金保険料集金名簿を見ると、申立人については「不在 59.3.10」との記載が確認できることから、申立人が、いつごろから居所不明の状態となったかについては分からないものの、申立期間の一部については、集金人が、申立人から保険料を徴収することができなかった

ものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から54年3月まで

私が20歳に達した昭和42年9月に母親が市役所に行って私の国民年金の加入手続をした。申立期間当時、私は海外留学したり、大学生だったりで、保険料は母親が父親の口座から引き出して納付してくれていた。

昭和48年5月に結婚してからは、母親が妻の保険料も加えて二人分の保険料を納付してくれるようになっていた。

平成20年ごろに国民年金の繰り上げ請求をしようかと社会保険事務所で相談したところ、20歳以降10年以上もの期間が未納とされていることが分かった。妻は保険料を納付しているのに私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月に母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人には、42年9月に国民年金に加入し、保険料を納付していたとする具体的な記憶が無く、上記とは別の国民年金手帳記号番号が42年9月ごろに払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳に達した当時は海外に在住し、帰国後、昭和51年3月までの期間は大学生であったとしているが、申立期間当時は、海外に在住していた期間は国民年金の適用除外であり、大学生は強制加入でなかったことから判断すると、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難く、申立人及びその妻が国民年金保険料を自主納付するようになったとする54年ごろに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、保険料納付が同年

4月から開始されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、年金記録問題があったので、社会保険事務所に赴いて年金記録の照会を行ったところ、昭和36年4月から39年3月に就職するまでの期間の国民年金の記録が無いことが分かった。

当該期間は、両親及び姉から国民年金保険料を納付していたと聞いており、就職したときには、会社に国民年金手帳を提出した記憶もあることから、社会保険庁の記録に納付できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和36年4月から39年3月までの期間に、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、両親が家族の保険料と併せて集金人に納付してくれていたとしているものの、申立期間に申立人は大学生であったとしている上、その弟も申立期間ごろに大学生になったとしており、社会保険庁の記録によると、申立人及びその弟のいずれについても国民年金の加入履歴が見当たらないことから、両親が申立人の国民年金への任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、当時の具体的な納付状況等が不明である上、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年9月まで

昭和33年から住み込みで働いていた職場に市役所から男性の職員が来て、年齢の若い私だけが国民年金制度の対象となると案内され、何百円かの保険料を納付し、手帳に判子を押された。その際、55歳まで保険料を納付すると、以降の納付は不要で、その時代に見合った年金が受給できると言われた。

その後は、納付が遅れた時には督促されたこともあったが、納付が滞って負担とならないよう、毎月保険料を納付していた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月に払い出されていることが確認できる上、市が保管する被保険者名簿の収納記録によると、同年10月から同年12月までの保険料が同年12月11日に納付され、この時点から納付が始まっている旨記載されていることが確認できる。したがって、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人には、申立期間の保険料をさかのぼって一括で納付したとする記憶は無い上、申立人が昭和36年4月ごろに加入手続きを行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間（昭和35年4月25日から36年3月1日までの期間を除く。）について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年ごろから35年ごろまで
② 昭和35年ごろから38年ごろまで

私は、中学卒業後、親戚の紹介によりA社（現在は、B社）に入社し、具体的な退職の時期を特定することができないものの、同社に約2年から2年半にわたり継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間がすべて無いとされており納得できない。

また、A社を退職した後、空白無くC社に入社し、具体的な退職の時期を特定することができないものの、同社に約3年にわたり継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、一部の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間しか確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和32年ごろからA社に勤務したとしているが、17年11月生まれの申立人は、33年3月に中学校を卒業することになり、昭和32年度については義務教育期間となるため、申立人が32年に厚生年金保険被保険者資格を取得することは考え難い。

また、B社が保管する申立期間①当時における厚生年金保険の加入者の記号番号及び被保険者資格の得喪状況を記録していた「厚生年金番号一覧表」を見ると、申立人の氏名の記載は無く、当該期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことは確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務したと記憶する申立人の従兄については、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できるものの、申立人によると、

従兄は既に亡くなっているとしているため、当時の状況を確認することができない上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち、1年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する元従業員を把握し、50人から申立人の勤務状況について聞き取りを行ったが、申立人を記憶している元従業員はおらず、申立人の勤務状況を確認することができない。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立期間②のうち昭和35年4月25日から36年3月1日までの期間については、C社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する元上司については、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が全く確認できない上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち、1年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する元従業員を把握し、21人から申立人の勤務状況について聞き取りを行ったが、申立人を記憶している元従業員はおらず、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、C社によると、申立期間②当時の資料が残っていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②（昭和35年4月25日から36年3月1日までの期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間（昭和35年4月25日から36年3月1日までの期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 2 月 28 日まで
② 昭和 32 年 12 月 1 日から 33 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 34 年 1 月 10 日から同年 2 月 1 日まで
④ 昭和 34 年 8 月 1 日から 39 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 31 年 4 月から A 社に勤務し、同社で社会保険の事務を担当しており、厚生年金保険の手続をするために社会保険事務所に赴き、健康保険証をもらった記憶があるのに年金の記録が無いことは考えられない。

また、昭和 32 年 3 月に入社した B 社から、引き続いて C 社に 39 年 5 月末まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 社において勤務していたとしているが、社会保険事務局によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無いとしている上、法務局においても、申立期間①当時に係る当該事業所の商業登記簿は見当たらないとしている。

また、申立人が記憶する元同僚 3 人については、申立人によると、一人は既に死亡し、残る二人は連絡先が不明であるとしており、申立期間①当時の状況について、確認を行うことができない。

2 申立期間②については、申立人は昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 12 月 31 日までの間、B 社に勤務していたとしているところ、元従業員（33 年 1 月 1 日資格喪失）によると、「私が退職した際には申立人は勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、既に廃業しており、申立期間②当時の事業主等か

ら当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、社会保険庁の記録において、申立人と同様に昭和32年12月1日にB社における被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員によると、「当時、会社の経営状態が悪く、社長から退職させられた。」と証言しており、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年9月1日に6人、同年12月1日に申立人を含む4人が、それぞれ一括して被保険者資格を喪失しており、33年1月時点では、同社においては事業主及び事務職と思われる従業員二人のみが被保険者となっていることが確認できることから、元従業員の証言は信ぴょう性が高いことがうかがえる。

- 3 申立期間③及び④については、申立人は、昭和34年1月10日から39年5月31日までの間、C社に勤務していたとしているところ、元従業員によると、「私が昭和33年から35年9月まで同社に勤務した期間、申立人は勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、C社は、昭和34年2月1日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となり、同年8月1日付けで全喪していることから、申立期間③及び④については、同社が適用事業所となっていない期間である。

また、C社は、既に廃業しており、当時の事業主は亡くなっているが、当時の事業主の息子で同社において社会保険の事務を行っていたとする元同僚によると、「当時の書類は残っていないため保険料の控除については分からないが、社会保険庁の記録のとおり、当該事業所に係る昭和34年8月1日付けの厚生年金保険の全喪届を提出したと記憶している。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 26 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されており、厚生年金保険の被保険者期間が漏れているはずは無い。申立期間には、子供も小さく、働いていないということは無いはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間前後の厚生年金保険被保険者期間については、ほぼ同時期に雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立期間においては申立人に係る雇用保険の加入記録を確認することはできない。

また、A社は、平成9年に解散しており、関連資料等は確認できない上、申立期間当時、経理及び社会保険事務を担当していた代表取締役や取締役も既に死亡しているか、連絡先が不明のため供述を得ることができず、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録では、他に複数の元同僚も被保険者期間に空白があることが確認できる上、元同僚の証言からは、申立人が申立期間にA社において厚生年金保険に加入して事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは推認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は確認できない上、当該原票に記載された整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 30 日から 44 年 1 月 1 日まで
昭和 42 年 4 月から 43 年 12 月まで A 社に勤務しました。年金記録を確認すると、43 年 8 月 30 日から同年 12 月までの年金記録が無いので、調査願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、今回の申立てに当たり、A社（現在は、B社）における勤務期間を「入社 昭和 42 年 4 月 26 日 退社 43 年 12 月 20 日ごろ」とする元同僚の同意確認書を提出しているものの、申立期間において、当該元同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、B社は、申立期間当時の資料は保存していないため、当時の状況等は不明であるとしている上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないものの、当時の事業主の妻は、「申立人の退職については、いつ辞めたか分からないような辞め方をしており、資格喪失は8月になったと思うが、喪失日以降は保険料を控除することは無い。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、A社を退職後に勤務したC社において、昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、C社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立人は私より早く勤務していたと思う。」、「厚生年金保険には入社して直ぐに加入してくれていなかったため、厚生年金保険への加入は入社日より遅れているが、私の入社時期は、43 年 7 月とメモに記載しており、申立人は私より少し後に勤務し始めた」と記憶している。」とそれぞれ証言していることから、申立期間当時はC社において勤務

していたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 5 月 20 日まで
昭和 42 年 6 月 15 日から 43 年 5 月 20 日まで、A社に勤務しましたが、42年 12 月 1 日から 43 年 5 月 20 日までの年金記録がありません。調査の上、救済願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、今回の申立てに当たり、A社（現在は、B社）における勤務期間を、「入社 昭和 42 年 6 月 15 日 退社 43 年 5 月 20 日ごろ」とする元同僚一人の同意確認書を提出している。

しかしながら、B社は、申立期間当時の資料は保存していないため、当時の状況等は不明であるとしている上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同日の昭和 42 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失している者が 7 人確認でき、そのうち、所在が確認できた元同僚 4 人に確認したところ、3 人が当該事業所の退職時期と厚生年金保険被保険者の資格喪失日がほぼ一致していると回答している。

さらに、A社はC部門とD部門で営業しており、申立人はC部門の事務であったと陳述しているところ、複数の元同僚は、「昭和 42 年 12 月ごろに、C部門はE社に売却され、その後、約 1 年間は、A社の所在地において勤務していた。」と証言しており、C部門がE社に売却された時期は、前述の 7 人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期とほぼ一致する上、社会保険庁の記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所であったとする事実は確認できな

い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月初めごろから32年6月30日まで
昭和28年4月初めごろから32年6月30日まで、A社で働いて、厚生年金保険に加入していたはずであるから、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所であるA社（現在は、B社）において同僚と共に写したとする写真を所持している上、元同僚8人の氏名を記憶しており、このうち3人の氏名が社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人に係る勤務状況や申立期間当時の状況等は不明である。」としている上、申立人が記憶している元同僚の所在は確認できないことから、上述のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者資格を有していた元従業員を把握し、所在が確認できた15人に照会を行い、このうち8人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況については確認できなかった。

また、当該被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は記載されていない上、同名簿の整理番号には欠番が無く、記録に不自然な点はみられない。

さらに、複数の元従業員は、「A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日から、約1年から1年半後であった。」旨証言しており、当該事業所においては、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月から 25 年 12 月まで

私は、昭和 21 年 4 月から A 社（現在は、B 社）C 事業所に勤務した。追突事故で 3 か月病院に入院したが復職し、25 年 12 月まで継続して勤務していたが、私の同事業所での厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 4 月から 25 年 12 月までの間、A 社 C 事業所に勤務していたとしているところ、勤務に至った経緯及び業務内容等を詳細に記憶していることなどから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及び申立人が一緒に勤務したと記憶する元同僚一人の氏名は確認できない上、申立人は、当該元同僚以外の元同僚の氏名を記憶していないため、社会保険庁の記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 7 人を把握し聞き取り調査を行ったが、すべての者が「申立人を記憶していない。」としており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについての具体的な証言を得ることができない。

また、B 社によると、「C 事業所で勤務した従業員の人事カード等は残っていないが、当該事業所で勤務した者の氏名一覧を記載した資料は現存しており、当該記録を確認したが、申立人及び申立人が一緒に勤務したと記憶する元同僚の氏名の記載は無かった。」としている。

さらに、B 社によると、「申立期間当時、C 事業所は、A 社が経営していたものの、同事業所には複数の下請け及び孫請けの事業所が存在し、同社の直接

雇用でない者も多数働いていたと聞いている。」としている上、元従業員からの聞き取り調査においても、同様の証言が確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月20日から28年2月ごろまで

私は、昭和26年5月20日から28年2月ごろまで、A社B工場で勤務していた。当時、班長に、「君の厚生年金保険料の掛け金1年分より、私の1か月分の方が多し。」と言われたことを記憶しているため、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは納得できない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社（現在は、C社）B工場に勤務していたとしているところ、元同僚一人がそれを裏付ける証言をしている上、社会保険庁の記録を見ると、申立期間において、申立人が当時の班長であったと主張するD氏に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員22人（上記の元同僚を含む。）に、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について照会し、14人から回答を得た結果、上記の元同僚以外に、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、C社は、申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得届、同喪失届及び従業員名簿等は保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしており、申立期間当時の状況が確認できない。

さらに、別の元同僚が、朝鮮戦争による特需景気により昭和26年ごろから臨時工員を雇い入れるようになったと証言しているところ、「A社50年史」によると、同年3月ごろ臨時工員が募集されるようになった旨記載されており、

同年8月において臨時工員が1,133人採用されていたことが確認できるが、社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年に被保険者資格を取得している人数は271人であることが確認できることから、採用と同時に従業員全員が厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではないことがうかがえる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立人が申立期間後に勤務した事業所において、昭和29年10月1日に払い出されていることが確認できることから、申立人が所持している唯一の厚生年金保険被保険者証の資格取得日も同日であることが確認できる上、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名の記載は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から36年3月7日まで

私は、昭和24年1月1日から同年4月30日まで、A社で勤務した期間についての年金は受給しているが、当該事業所がB社となった後の26年2月に再入社し、約10年間勤務した期間については、厚生年金保険の加入記録が欠落している。

会社の寮で同室であった同僚は、一緒に勤務していた期間の年金を受給しているということなので、私の厚生年金の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時に勤務していた元同僚31人に聴取しても、申立人が申立期間のすべてを通じて、B社に在籍していたこと、及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、A社が新規に厚生年金保険の適用事業所になった昭和24年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月30日に同資格を喪失しているが、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿を見ると、当該資格喪失日の翌日以降26年12月1日までの約2年間（申立期間のうち当初の10か月間を含む。）に新規に被保険者資格を取得した者は確認できない上、申立期間において申立人の氏名は確認できない。さらに、同名簿の整理番号には欠番が無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、B社は既に倒産しており、会社清算時の代表取締役にも連絡が取れず、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から平成 2 年 3 月 31 日まで

私は、勤務していた会社を昭和 60 年 9 月に退職した後、失業手当を受給していたが、求人広告で前職と同様の仕事を見つけ、61 年 7 月に A 社に入社した。

入社後は、B 社に派遣され、仕事を 2、3 年続けた後、A 社で仕事をしていった。

A 社では、入社してすぐに健康保険証が交付されたと記憶しているので、同社における厚生年金保険の記録が平成 2 年 4 月 1 日以降しか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 7 月に A 社に入社したとしているが、公共職業安定所の記録によると、申立人は同年 9 月 25 日まで雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。また、申立期間において同社に在籍していた元従業員に書面で照会したところ、回答があった 13 人の中に申立人を記憶していた者はいなかった。これらのことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できない。

さらに、雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、昭和 60 年 9 月 25 日に被保険者資格を喪失した後、申立期間を通じて加入記録が無く、平成 2 年 4 月 1 日に A 社で被保険者資格を取得し、3 年 2 月 20 日に同資格を喪失しており、申立人の同社における雇用保険の加入期間は 2 年 4 月 1 日から 3 年 2 月 20 日までの 10 か月間であることが確認でき、これは、社会保険庁の記録により確認できる同社における厚生年金保険の加入期間と一致している。

加えて、上記の A 社の元従業員 11 人のうち 2 人が、入社後すぐには社会保

険に加入していなかったと証言している。

このほか、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票を見ても、申立期間において申立人の氏名は確認できず、また、同原票の整理番号には欠番が無く、記録に不自然な点も見当たらない。さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 35 年 1 月まで
② 昭和 35 年 1 月から同年 12 月まで
③ 昭和 35 年 12 月から 36 年 1 月まで

私は、中学校を卒業後しばらくはアルバイトをしていたが、昭和 34 年 4 月から 35 年 1 月まではA社B工場で仕事を、また、同年 1 月から同年 12 月まではC社D事業所で、同年 12 月から 36 年 1 月まではE社F事業所で、仕事をしていた。

ただし、いずれの期間においても、これらの事業所に直接に雇用されていたわけではなく、下請けか孫請けの事業所で雇用されていた。それらの事業所の名称は記憶していない。

若いころは、年齢を実際より 3、4 年上に言い、別の名前を使って仕事をしていた時期もあり、そのために記録が抜け落ちたのかもしれないので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において雇用されていた事業所名、事業主や元同僚の氏名等を記憶していないため、事業所の資料や関係者の証言を得ることができず、申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、申立人は、年齢を実際より 3、4 年上に言い、別の名前を使って仕事をしていた時期があると供述していることから、昭和 15 年から 19 年までの*月*日出生れで、申立人の本名及び別名により、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録を調査したが、該当する被保険者は確認できなかった。

なお、申立人が直接雇用ではないが仕事をしていたと主張する、A社B工場、C社D事業所、E社F事業所に対して、当時の下請事業所に係る照会をしたも

の、当時の資料が無いことや、事業所名も特定できない状況では、調査できないことから、不明であるとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から29年8月31日まで
② 昭和29年9月1日から31年6月30日まで

日雇としてA社とB社C事業所で働きました。厚生年金保険被保険者証をもらった記憶もあります。どちらの会社も今は無くなっていますが、B社は当時、国内外でも十指に入る会社でしたので、その記録が無いということでは合点がいきません。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B社が請け負った現場において、下請会社であった申立てに係る事業所であるA社に在籍し勤務していたとしており、元請け会社であるB社C事業所で勤務していた複数の従業員の氏名を記憶しているところ、これらの従業員については社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により氏名の確認ができることから、申立人が、B社が請け負った現場において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、申立期間における申立人の勤務状況及び勤務期間は特定できず、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の被保険者を把握したが、死亡等により当時の状況を照会できる被保険者は確認できず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

また、上記の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自

然な点は見当たらず、申立人が記憶する元同僚の氏名も記載されていない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立てに係る事業所であるB社C事業所に在籍し勤務していたとしており、当該事業所に勤務していた複数の従業員の氏名を記憶しているところ、これらの従業員については社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により氏名の確認ができることから、申立人が、B社が請け負った現場において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所における複数の元従業員から、申立人が申立期間において勤務していたこと、及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、B社は既に廃業しており、申立期間における申立人の勤務状況及び勤務期間は特定できず、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、元従業員一人は、「私は当時、所長をしており、各現場を回っていました。申立人に対しては記憶がありませんが、一般的に現場で働く労働者を直接、B社の正社員にすることは考えられません。そのような社員はいませんでした。また、現場の方に対する保険に関しては、労働保険に関しては仕事柄、間違い無くすべての労働者が加入していたと思いますが、社会保険に関しては加入していなかったのではないのでしょうか。申立人がDの役をされていたということですが、その役自体、下請会社の中で労働者の管理を行うため、労働日ごとに、勤務した労働者数を把握し、親会社に工賃を請求するためにあるものですから、B社の社員がそのようなことをすることはありえません。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年4月1日まで

私は、昭和37年9月まで、途中で退職することなく、A社で勤務していた。同社は、後にB社に吸収合併されたが、同年5月にB社の健康保険に切り替わったことを覚えている。人生の記録として給与明細書等を保存していたが、地震で住宅全壊により失った。B社の労働組合など、いろいろ調べたが、解散した会社の資料は残っていないし、当時のことを知っている人間も皆亡くなったので、調べようも無いと理解している。だから、33年4月から37年9月までの期間を申し立てるつもりはないが、二つの被保険者期間に挟まれた申立期間については、勤務していたことは明らかであるので、一日も早く訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和31年4月1日に同社における被保険者資格を喪失し、32年4月1日に再度同社において同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、当該被保険者名簿においては、申立人のA社における最初の資格喪失日である昭和31年4月1日に、健康保険証を返納したことを示す「返」の記載が確認できる上、当該被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点はみられない。

さらに、A社の元同僚から、申立期間当時の状況を確認することができないため、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで
② 昭和 52 年 2 月 28 日から 56 年 1 月 6 日まで
③ 昭和 57 年 7 月 31 日から平成 9 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 4 月に A 社に入社し、平成 9 年に B 社に法人化した後も継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日から平成 9 年 8 月 31 日までの間、A 社において継続して勤務していたとしているところ、複数の元従業員によると、「申立人は、申立期間において継続して勤務していた。」と証言しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

2 しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社は昭和 48 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①のうち、45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 30 日までの期間については、当該事業所が適用事業所となっていない期間である。

また、申立期間①のうち、昭和 48 年 5 月 1 日から 51 年 3 月 31 日までの期間については、当該期間に A 社において被保険者資格を有する元従業員 3 人から聞き取り調査を行った結果、そのうち一人は、「申立人が当該期間に勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入等の事務は当時の事業主である申立人の父親が行っており、分からない。」としている上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者原票

を見ると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和48年5月1日から、申立人が51年4月1日に資格取得するまでの間において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間①のうち、昭和50年10月から51年3月までの期間については、社会保険庁の記録によると、51年1月13日に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出され、当該期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

- 3 申立期間②についても、A社の元従業員によると、「申立人が当該期間に勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入等の事務は当時の事業主である申立人の父親が行っており、分からない。」としている上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は昭和51年4月1日に健康保険番号「*」の健康保険証の発行を受けたものの、52年2月28日に資格喪失、同年3月4日に当該健康保険証を返納し、56年1月7日に健康保険番号「*」の健康保険証の発行を受けていたことが確認できる上、同番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、公共職業安定所が保管するA社に係る雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人の被保険者期間は、昭和51年4月1日から52年2月27日までの期間及び56年1月7日から57年7月30日までの期間であり、これは、申立期間②前後の社会保険庁の記録と一致することが確認できる。

- 4 申立期間③については、法務局によると、A社に係る商業登記簿は確認できないとしており、社会保険事務所によると、当時のA社の事業主については資料が無いために確認できないとしているものの、元従業員によると、「昭和56年、57年ごろに当時の事業主は病気により入退院を繰り返すようになったため、申立人が後を継いで事業主となった。」としており、申立期間③の始期には、申立人は同社の事業主であったものと考えられる。

また、A社に係る商業登記簿は確認できないことから、同社は個人事業所であったと考えられるところ、申立人及び元従業員によると、「A社は、申立人の父親が経営していた個人事業所であった。」としており、厚生年金保険法では、個人事業所の事業主は被保険者となることができない。

さらに、申立人が申立期間③当時に居住していた市によると、申立人は、昭和57年7月31日に社会保険離脱により国民健康保険の被保険者資格を取得し、平成9年9月1日に社会保険加入により同資格を喪失しているとしており、これは社会保険庁の記録と一致している。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月から22年ごろまで
② 昭和22年ごろから23年ごろまで
③ 昭和24年ごろから40年7月1日まで

申立期間①は、A社で船に乗っていた。申立期間②は、B丸（個人所有）に乗っていた。また、C社（申立期間当時は、D社）における厚生年金保険の記録は、昭和40年7月1日からになっているが、それ以前に入社したと思うので、調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社で船に乗っていたと主張しているが、同社の現在の担当者は、昭和40年以前の関係資料が無いため、申立人が同社に在籍していたか不明としている上、社会保険事務局が保管する同社に係る船員保険被保険者名簿においても、申立人の名前を確認することができない。

また、当該船員保険被保険者名簿の記載から、A社は昭和18年11月25日から24年2月末までE社の管理下にあったものと考えられるが、社会保険庁が保管するA社及びE社に係る被保険者台帳を見ても、申立人の名前は見当たらず、申立人がA社の所有船舶に乗っていたことを確認することができない。

さらに、申立人は、A社において乗船した船舶名や元同僚の名前を覚えていないため、申立人の勤務状況等について証言を得ることができない。

2 申立期間②については、申立人は、個人所有のB丸に乗船していたとしているが、社会保険事務局の記録によると、B丸（当時の船舶所有者は、F氏。後に、G社が所有）が船員保険の適用事業所となったのは昭和34年8月1

日であることが確認でき、申立期間②はB丸が船員保険の適用を受けていない期間である。

また、社会保険事務局の記録により、B丸の上記新規適用日（昭和34年8月1日）に船員保険被保険者資格を取得したことが確認できるG社の元事業主は、「B丸は、終戦後38年ごろまで航行していたが、船員保険に加入したのは、34年8月1日である。私の妻（F氏の娘）の記憶によると、28年から30年ごろ、『H』という人が、B丸に2、3年乗っていた。」と証言していることから、申立人が同船に乗っていたことは推認できるものの、船員保険の適用を受ける前である申立期間②において、申立人の給与から事業主により船員保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 申立期間③については、申立人は、C社には昭和24年ごろに入社したと主張しているが、同社の子会社であるI社が保管する申立人に係る労働者名簿の履歴欄を見ると、申立人がC社の前身であるD社に入社したのは、昭和36年2月と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、D社に入社した当初はJ職であったと記憶しているところ、元同僚3人（いずれも同社代表取締役経験者）の証言を総合すると、「申立人は入社当初、J職として働いていたが、入社時期までは覚えていない。J職は日雇労働者なので社会保険に加入しないし、加入しない場合は、当然、給料から保険料を控除されていない。」としており、申立人が、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を申立てに係る事業所の事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 5 なお、申立人については、調査途上において、申立てに係る事業所とは別の事業所における未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和21年8月7日から同年8月26日までK社L工場）及び船員保険被保険者記録（23年9月1日から24年4月1日までM社、同年11月15日から25年3月31日までN丸、同年12月14日から26年2月27日までO丸、27年4月7日から同年7月23日までP丸、30年8月1日から同年12月19日までQ丸）が確認できたことから、社会保険庁において、職権による記録の訂正が行われている。